



12.10

平成27年(2015年) 月2回(10日・25日)発行

広報 たちかわ

ホームページ ● <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>
ツイッター (@tachikawa_tokyo) ● https://twitter.com/tachikawa_tokyo
動画チャンネル (YouTube) ● <https://www.youtube.com/user/TokyoTachikawa>

【今号の主な内容】

- 2面 マイナンバー制度
- 3面 冬休みを安全に楽しく過ごしましょう
- 4面 年末年始 市の業務をお知らせします
- 5面 健康/シニア/スポーツ/市民伝言板
- 6面 講座/催し
- 7面 お知らせ/子ども・子育て/くらしの相談日程
- 8面 サンバーナディノ市派遣高校生募集
- 特集 アイム

発行/立川市 編集/総合政策部広報課
立川市役所 〒190-8666 立川市泉町1156-9
Tel 042(523)2111(代表) Fax 042(521)2653

市民と市政のつながりを“わ”で表しています



迷惑行為は許さない

つきまとい行為等防止に関する条例を改正

規制業態を拡大

今回の改正では、風俗店等に加え、居酒屋などの飲食店、カラオケ店、美容室等の客引き・客待ち行為も規制対象となります。

パトロールを実施

市は、祝日と年末年始を除く毎日、安全・安心パトロール指導員・補助員による立川駅周辺パトロールを実施しています。また、地域の皆さんや警察等と協力して各種パトロールを実施しています。

☎生活安全課・内線2546

公共の場所での以下の行為は禁止です 客引きについていかにないようにしましょう

客引き・勧誘(スカウト)行為



客待ち行為



かたらい夢みらい

立川を訪れた人から度々聞くのは「とても人口18万人のまちとは信じられない」といった声です。通勤や通学の方はもちろんのこと、買い物や国営昭和記念公園への観光などさまざまな人の往来でにぎわいを見せる立川駅周辺の様子を見た人の率直な感想ではないでしょうか。

この4月からスタートした第4次長期総合計画では「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」の実現に向け、来街者をはじめより一層交流人口を増やすことで高齢化、人口減少に立ち向かい、さらに活力あるまちへの発展を目指しています。

しかしながら、人が増えれば増えるほど、まちの安全が脅かされる可能性が高くなるのも事実です。これまでも風俗店等による客引きや勧誘等の迷惑行為を規制する条例により対処してきましたが、このたび飲食店やカラオケ店、美容室なども含め、市民や来街者にとって迷惑と感じられる行為そのものを規制する条例改正を行い、公布しました。

私も率先してまちの体感治安向上に頑張ります。

立川市長 清水 庄平